

制 度 名	木造住宅耐震化支援事業	主管課名	建築指導課 企画調整 G		
		問合せ先	029-301-4716		
目的・趣旨	市町村における木造住宅の耐震診断補助事業及び耐震改修工事補助事業の普及を図る。				
<p>[対象団体] 県内全市町村（ただし、平成 29 年度の財政力指数 1.0 以上の市町村を除く）</p> <p>[対象事業] 市町村が国土交通省住宅局所管交付金事業（社会資本整備総合交付金事業）の採択を受けて行う木造戸建住宅の耐震診断補助事業及び耐震改修工事補助事業</p> <p>[補助要件等] <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進法第 6 条に基づく市町村耐震改修促進計画を策定している市町村であること（平成 30 年度内に市町村耐震改修促進計画の策定を予定している市町村も対象とする） 昭和 56 年以前に建築された木造戸建住宅を対象とした耐震診断の補助事業であること（茨城県木造耐震診断士が診断を行うこと） 昭和 56 年以前に建築された木造戸建住宅を対象とした耐震改修工事の補助事業であること </p> <p>[対象経費] <ul style="list-style-type: none"> 木造戸建住宅の耐震診断に補助する費用 木造戸建住宅の耐震改修工事に補助する費用 </p> <p>[補助限度額等] <ul style="list-style-type: none"> 木造戸建住宅の耐震診断 木造住宅耐震診断士の派遣事業の場合 1 戸当たり耐震診断に要する費用の 4 分の 1 以下（上限 10,000 円） 耐震診断費補助事業の場合 1 戸当たり耐震診断に要する費用の 6 分の 1 以下（上限 10,000 円） 木造戸建住宅の耐震改修工事 1 戸当たり耐震改修工事に要する費用の 5.75%以下（上限 125,000 円） </p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
耐震診断					
派遣事業の場合		1/2	1/4	1/4	—
補助事業の場合		1/3	1/6	1/6	—
耐震改修工事		11.5%	5.75%	5.75%	—
[30 年度当初予算額]		[30 年度補助対象団体]			
5,250 千円		未定			
[備考]					